

訪問介護重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 事業所の訪問介護の特徴等

(事業の目的)

訪問介護の事業を適切な運営を確保するために、事業所の従業員が要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

- 1 事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して身体介護その他の生活全般にわたる援助を計画的に行います。
- 2 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅介護支援事業者、その他の保健・医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. サービスの相談窓口

ロートピア緑泉訪問介護事業所窓口担当者

電話番号 0187(84)3636

3. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ロートピア緑泉訪問介護事業所
所在地	秋田県仙北郡美郷町六郷字作山187
介護保険事業者番号	0572605863
サービス提供地域	美郷町

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護福祉士	(1)		(1)	業務の統括
サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修	(3)	(1)	(4)	サービス計画作成 訪問
訪問介護員	介護福祉士 実務者研修	(2)	2 (1)	2 (3)	身体介護 家事援助

※ () は兼務

(3) 営業日および営業時間

営 業 日	日曜日から土曜日まで年中無休
営 業 時 間 帯	午前8時30分から午後5時30分まで
※ただし、利用者又はその家族から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。	

4. サービスの内容

一 身体介護に関すること

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 入浴の介護
- ④ 更衣の介護
- ⑤ 身体清拭や洗髪等、清潔の保持に関する介護
- ⑥ 通院等外出介助

二 生活援助に関すること。

- ① 調理（配膳、片付けを含む）
- ② 住居等の掃除、整理整頓等環境整備に関する援助
- ③ 衣類洗濯、補修
- ④ 生活必需品の買い物

三 相談・助言や心理的援助に関すること。

- ① 生活、身上、介護に関する相談・助言
- ② その他必要な相談・助言

四 服薬確認等医療的な援助や健康観察

- ① 発熱、体調不良等利用者に急変が生じた場合の主治医への連絡

五 安否確認、安全確認

5. 利用料金

(1) 訪問介護サービス利用単位ごとの利用料およびその他の費用は次のとおりです。

身体介護の場合	提 供 時 間 帯	時 間 別 単 価
身 体 介 護 0	20分未満	163円
身 体 介 護 1	20分～30分未満	244円
身 体 介 護 2	30分～1時間未満	387円
身 体 介 護 3	1時間～1時間30分未満	567円
以降30分毎に82円を加算する		

生活援助の場合	提 供 時 間 帯	時 間 別 単 価
生 活 援 助 2	20分～45分未満	179円
生 活 援 助 3	45分以上	220円

身体・生活の場合	提 供 時 間 帯	時間別単価
身体 0 ・ 生活 1	身体（20分未満）・生活（20分以上）	228円
身体 1 ・ 生活 1	身体（30分未満）・生活（20分以上）	309円
身体 1 ・ 生活 2	身体（30分未満）・生活（45分以上）	374円
身体 1 ・ 生活 3	身体（30分未満）・生活（70分以上）	439円
身体 2 ・ 生活 1	身体（30分～1時間未満）・生活（20分以上）	452円
身体 2 ・ 生活 2	身体（30分～1時間未満）・生活（45分以上）	517円
身体 2 ・ 生活 3	身体（30分～1時間未満）・生活（70分以上）	582円
身体 3 ・ 生活 1	身体（1時間～1時間30分未満）・生活（20分以上）	632円
身体 3 ・ 生活 2	身体（1時間～1時間30分未満）・生活（45分以上）	697円
身体 3 ・ 生活 3	身体（1時間～1時間30分未満）・生活（70分以上）	762円
身体 4 ・ 生活 1	身体（1時間30分～2時間未満）・生活（20分以上）	714円
身体 4 ・ 生活 2	身体（1時間30分～2時間未満）・生活（45分以上）	779円
身体 4 ・ 生活 3	身体（1時間30分～2時間未満）・生活（70分以上）	844円

※通常の事業実施地域（美郷町）を超えてサービスを提供した場合には上記金額に単価の5％が加算される場合もあります。

加算要素

中山間地域等における 小規模事業所加算	総単位数の10％ 中山間地域等における事業所の訪問件数が少ない場合。
初回加算	200円／月 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が訪問した場合。
特定事業所加算Ⅱ	総単位数の10％ 利用者に質の高いサービスを継続的に提供する場合。
特定事業所加算Ⅴ	総単位数の3％ 中山間地域等に居住する利用者に対しサービスを提供する場合。
緊急時訪問介護加算	100円／回 利用者や家族等からの要請を受けて、計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。
生活機能向上連携加算	計画策定後から3か月の間100円／月 訪問リハビリテーション事業所と連携し、訪問介護計画に沿ったサービスを提供した場合。
早朝（午前6時～午前8時）	25％増し
夜間（午後6時～午後10時）	〃
深夜（午後10時～翌朝6時）	50％増し

介護職員等処遇改善加算 I	総単位数の 24.5 % 訪問介護員の待遇を改善するための加算。
---------------	-------------------------------------

(2) 介護保険負担割合証により、訪問介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の 1 割、2 割又は 3 割をお支払いいただきます。

(3) 提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額お支払いいただきます。

(4) 利用者の都合によりサービスを中止しても、キャンセル料は一切かかりません。但し、事前に中止することがわかっている場合、利用日前日までご連絡ください。

6. 利用料金の支払方法

上記利用料金は、毎月 10 日頃に月単位で請求しますので、次のいずれかの方法により、毎月お支払いいただきますようお願いいたします。

ア 自動口座引き落とし

(指定金融機関の口座から毎月 25 日に引き落とします。金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。)

イ 銀行振込み

(手数料は利用者負担となります。毎月末日までお支払ください。)

7. サービス内容に関する苦情処理体制

ア. 指定場所における「意見箱」の設置

イ. 苦情申出窓口

担 当 者	職 名	氏 名	連 絡 先
苦情解決責任者	管 理 者	西鳥羽奈穂子	0187 (84) 3636
苦情受付担当者	サービス提供責任者	坂 本 美 之	0187 (84) 3636

ウ. 苦情解決委員会

- ・ 当法人では苦情解決第三者委員を選任し、「苦情解決委員会」において適切に苦情解決に努めております。
- ・ 苦情解決第三者委員 法 人 監 事 小貫三枝子 (美郷町)
TEL 0187 (83) 2584
法 人 監 事 吉方昭子 (美郷町)
TEL 0187 (83) 2494

※苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、苦情解決第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

エ. 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所

所在地 大仙市高梨字田茂木10（大仙市役所 仙北庁舎内）

TEL 0187（86）3910

- ・ 美郷町役場福祉保健課

所在地 美郷町土崎字上野乙170-10

TEL 0187（84）4907

- ・ 秋田県国民健康保険団体連合会

所在地 秋田市山王四丁目2-3（秋田県市町村会館4F）

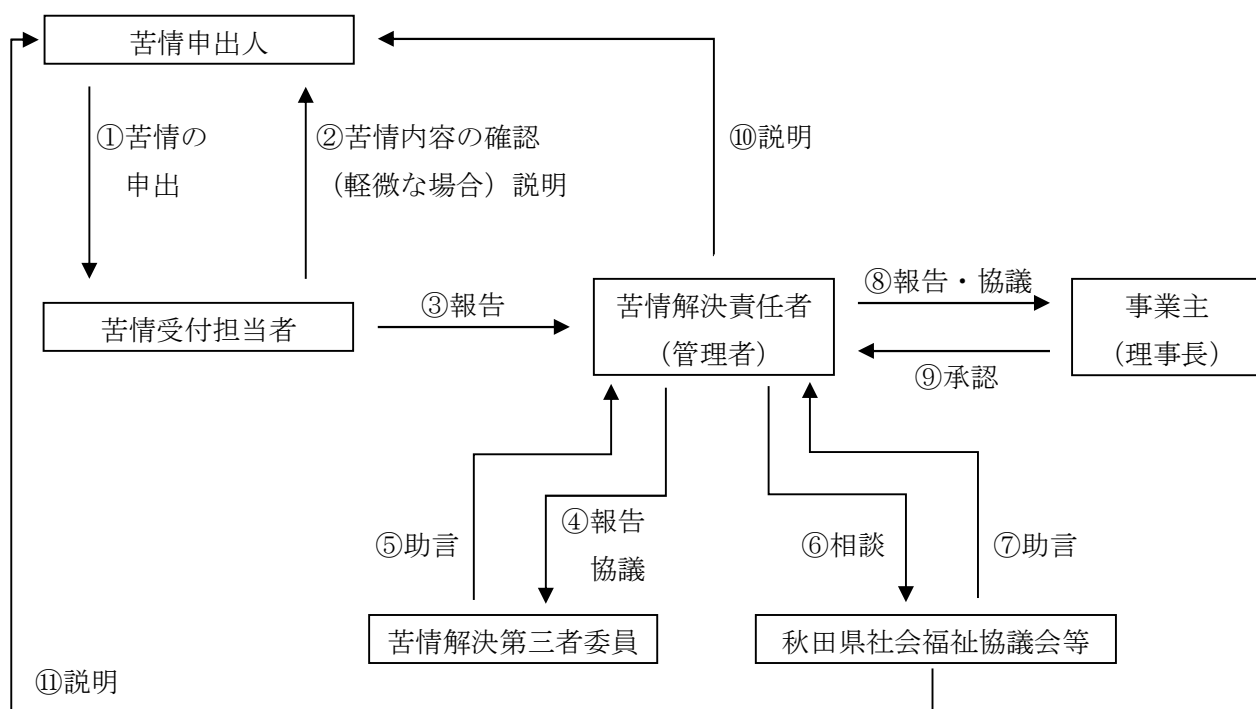
TEL 018（883）1550

- ・ 秋田県社会福祉協議会（運営適正化委員会）

所在地 秋田市旭北栄町1-5

TEL 018（864）2726

オ. 苦情処理の概要手順



※苦情が軽微な場合には、苦情解決第三者委員、事業主（理事長）への報告・協議並びに苦情対応責任者から苦情申出人への説明は省略できます。

8. 緊急時の対応

- （１）利用者がサービス提供時間以外に緊急の対応を依頼したい場合は、事業所の営業時間帯にかかわらず、ロートピア緑泉訪問介護事業所（８４－３６３６）までご連絡ください。
- （２）依頼内容又は相談内容により、後日改めて対応する場合があります。

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 身体拘束廃止への取り組み

事業者は、利用者の身体拘束の廃止に努めます。ただし、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、「身体拘束廃止に関する指針」によるものとします。

11. 虐待防止への取り組み

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

12. 第三者評価の実施の有無

なし

13. 事業者の概要

名称・法人の種別	社会福祉法人 六郷仙南福祉会
代 表 者 名	理事長 照井 富士男
所 在 地	秋田県仙北郡美郷町六郷字作山187
連 絡 先	電話番号 0187(84)3636 F A X 0187(84)3646

事業者があわせて実施するサービス

サービスの種類（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域
・訪問介護 ・第1号訪問事業 (0572605863)	美郷町
・通所介護 ・第1号通所事業 (0572605855)	美郷町、大仙市下深井、 大仙市和合、大仙市橋本
・（介護予防）短期入所生活介護 (0572605830)	美郷町
・居宅介護支援 ・介護予防支援 (0572600575)	美郷町（旧六郷町）
・介護老人福祉施設 (0572650539)	

ロートピア緑泉訪問介護事業所サービス提供開始に際し、下記利用者に対して本書面に
に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ロートピア緑泉訪問介護事業所

説明者職名 _____

説明者氏名 _____

私は、ロートピア緑泉訪問介護事業所サービス利用開始にあたり、上記説明者より本
書面に基づき重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供を受けることについて同
意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

(身元引受人)

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____